

栄町男女共同参画計画

令和4年3月

(令和5年8月改正)

栄 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	3
4 男女共同参画を取り巻く現状.....	3
第2章 施策の内容	10
1 施策の体系.....	10
2 分野別施策.....	11
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり.....	11
基本的な施策1-1 男女共同参画への意識づくり.....	12
基本的な施策1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実.....	13
基本目標2 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり.....	15
基本的な施策2-1 労働の場における男女共同参画の推進.....	16
基本的な施策2-2 ライフステージに応じた男女共同参画の推進.....	19
基本的な施策2-3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進.....	23
基本目標3 安全・安心に暮らせる社会づくり.....	24
基本的な施策3-1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重.....	25
基本的な施策3-2 誰もが安心して暮らせる環境の整備.....	27
基本的な施策3-3 生涯を通じた健康づくりの推進.....	31
基本的な施策3-4 防災・避難体制における男女共同参画の推進.....	34
第3章 計画の推進	36
1 計画の推進に向けて.....	36
2 計画の適正な進行管理.....	36
参考資料	37

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では、その前文において、「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。」とし、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」としています。

その上で、同法においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」と、定義しています。

当町では、平成31年3月に策定した第5次総合計画において、男女共同参画社会の形成を施策に掲げ、町民の男女共同参画意識が醸成され、誰もが様々な分野で個性や能力を発揮して活躍していることを目指しています。

現在は、少子高齢化の進展に伴う人口減少や生産年齢人口の減少、さらに、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染拡大による新たな課題にも直面している厳しい状況の中にあります。このような現状において、地域社会の活性化を図るためには、男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合いながら一人ひとりが個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指し、さらなる取り組みを進めていくことが重要です。

これらの社会情勢や課題に対応するため、栄町男女共同参画計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項により、栄町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について定める基本計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項による市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項による基本計画としても位置付けるものです。

《栄町女性活躍推進計画》

§女性活躍推進法第6条第2項による市町村推進計画としての位置付け

基本目標2 あらゆる分野で男女が ともに活躍できる環境 づくり	基本的な施策1：労働の場における男女共同参画の推進 基本的な施策2：ライフステージに応じた男女共同参画の推進 基本的な施策3：政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
--	---

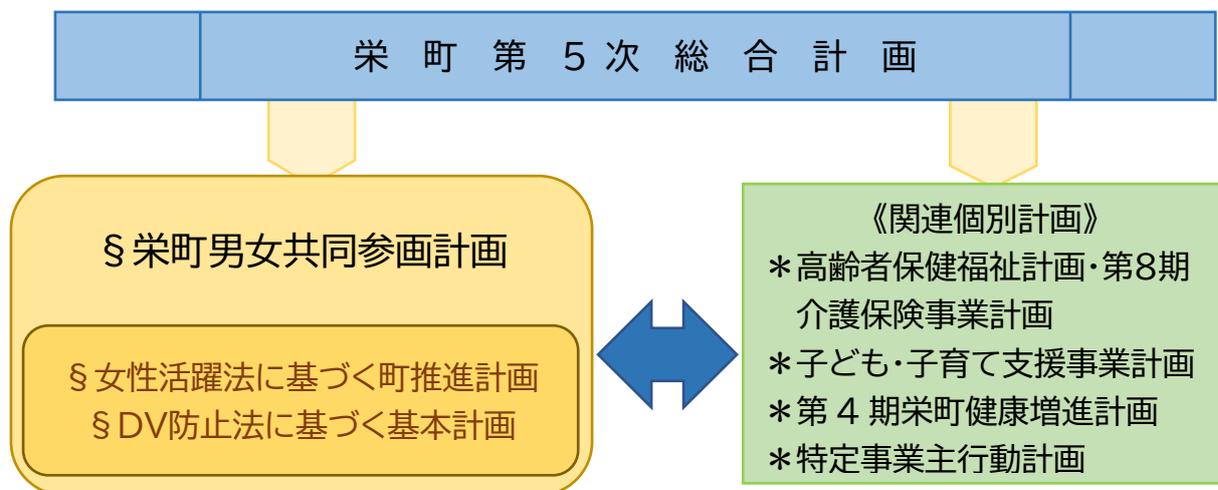
《栄町DV防止基本計画》

§DV防止法第2条の3第3項による基本計画としての位置付け

基本目標3 安全・安心に暮らせる社 会づくり	基本的な施策1：あらゆる暴力の根絶と人権の尊重
------------------------------	-------------------------

(2) この計画は、栄町第5次総合計画を上位計画として、町の関連諸計画との整合性を図って策定しており、当町の男女共同参画に関する施策を総合的に推進していくための計画です。

《計画の体系図》



(3) 「SDGs」とは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことで、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を期限とする先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

国のSDGs実施指針では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映すること等が期待されています。

また、令和3年10月に町が策定した「栄町SDGs推進方針」における取組の推進を図るための方策では、施策ごとに該当するSDGsの17の目標や169のターゲットを関連付けることが求められていることから、本計画においてもSDGs達成に貢献するため、各施策への関連性を明らかにしています。

本計画では、目標4（質の高い教育をみんなに）、目標8（働きがいも経済成長も）、目標16（平和と公正をすべての人に）など多く関連付けられますが、特に、目標5（ジェンダー平等を実現しよう）は、基本的施策すべてに関連するものであり、本計画の重要な目標となるものです。

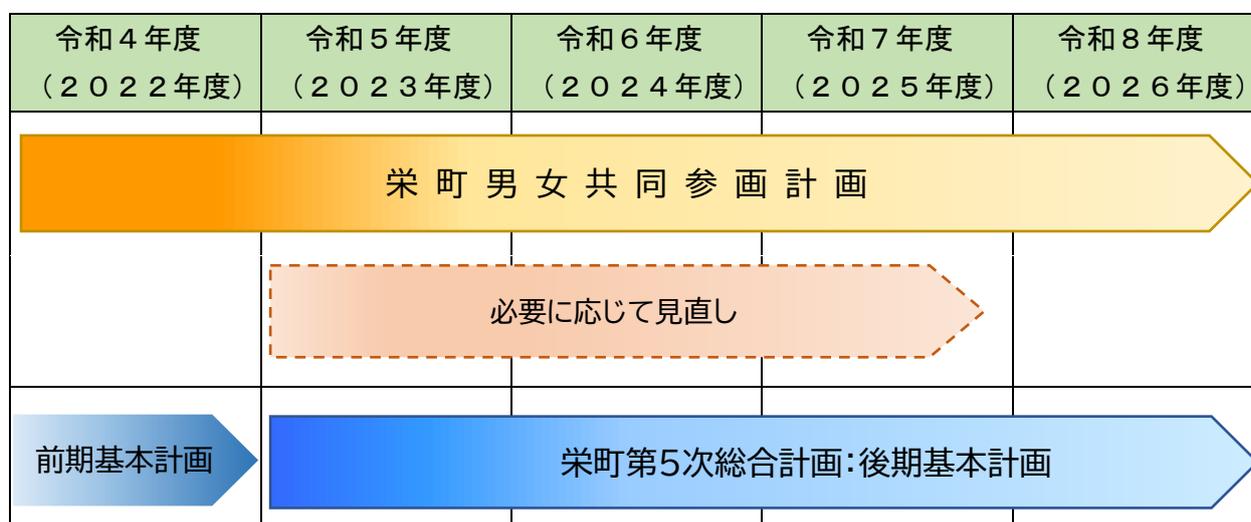
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

この計画は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化、本計画の進行状況や町第5次総合計画後期基本計画等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うこととします。



4 男女共同参画を取り巻く現状

(1) 国の動向

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において各施策の推進を図っています。

平成11年の男女共同参画基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとした様々な取り組みを進めてきました。

また、平成13年10月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DV防止法が施行されました。

平成26年には、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が内閣に設置され、平成27年9月には、「女性活躍推進法」が施行し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が事業主に義務付けられるなど、日本の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。

女性活躍推進法では、地方公共団体が地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進することが重要であることから、この取り組みを計画的かつ効果的に進めるため、市町村推進計画の策定について努力義務とされています。

このような中、令和2年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」～すべての女性が輝く令和の社会～が策定され、目指すべき社会として改めて次の4つが提示されています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と強調する社会
- こうした目指すべき社会においては、当然のことながら、女性に対する暴力は根絶され、また、「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会であるとしています。

(2) 千葉県 の 動 向

千葉県では、平成13年3月に男女共同参画基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定以来、様々な施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成28年3月に策定した「第4次男女共同参画計画」以降、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や社会・経済情勢の急速な変化、台風や集中豪雨等の頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

そのような中、令和元年度には「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を行い、DVや男性の育児休業義務化、女性活躍の推進などを調査項目に新設して、県民の家庭生活、働き方、人権等についての意識と現状等を調査しています。その結果を活かし、これまでの取り組みの課題を踏まえ、さらに新たな課題や社会状況の変化に対応するため、令和3年3月に第5次男女共同参画計画を策定しました。

第5次計画では、ワーク・ライフ・バランスの普及促進、子育て・介護への支援、DV・児童虐待対策などに引き続き重点的に取り組むとともに、防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取り組みの促進についても、重点的取り組みとしています。

(3) 栄町 の 現 状

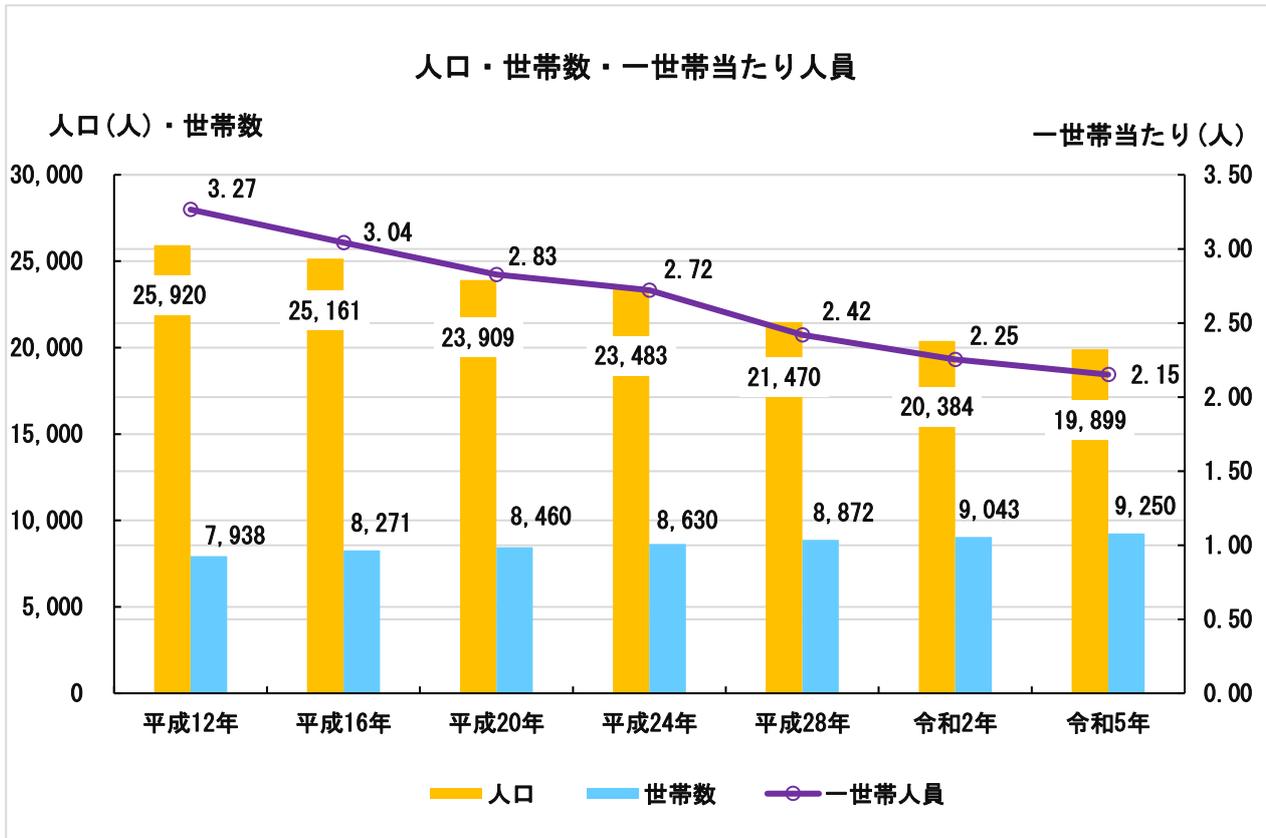
栄町では、第5次総合計画において、男女共同参画社会の形成を施策に掲げ、町民の男女共同参画意識が醸成され、誰もが様々な分野で個性や能力を発揮して活躍していることを目指していますが、すべての人があらゆる場面で男女共同参画の意識を持っているとは言い難い状況です。

今後、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識啓発の取り組み等を行うことで男女共同参画をさらに進めていくことが重要となることから、栄町男女共同参画計画を策定して取り組みの方向性を明確にしていくものです。

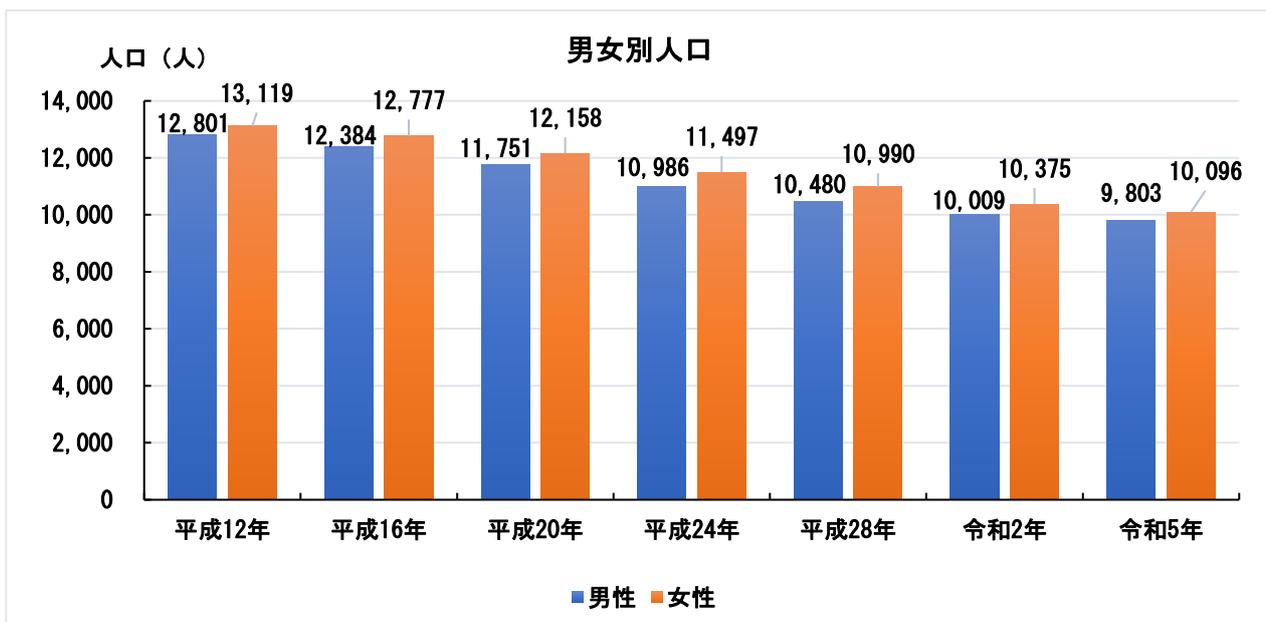
1) 人口・世帯数の推移

当町の総人口は、令和5年4月1日現在19,899人となっており、年々減少傾向です。

一方、世帯数は9,250世帯となっており、増加傾向が続いていますが、一世帯当たりの人員は右肩下がり減少しています。



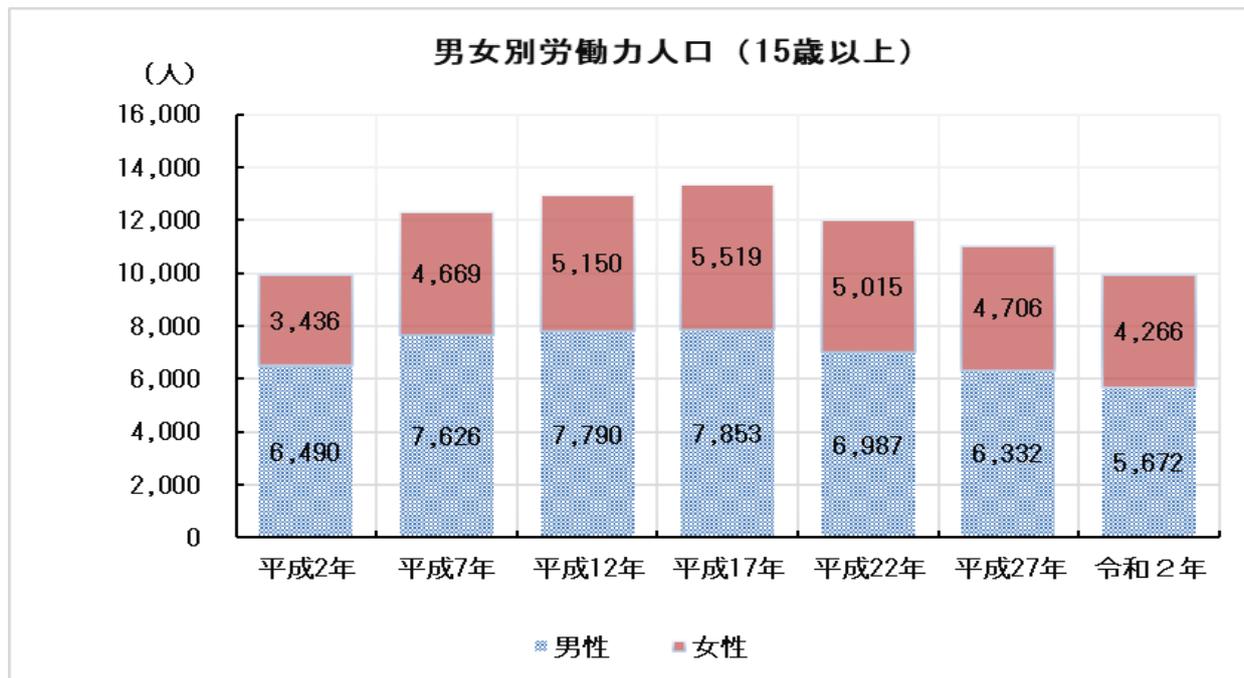
資料：地区別人口統計



資料：地区別人口統計

2) 男女別労働力人口

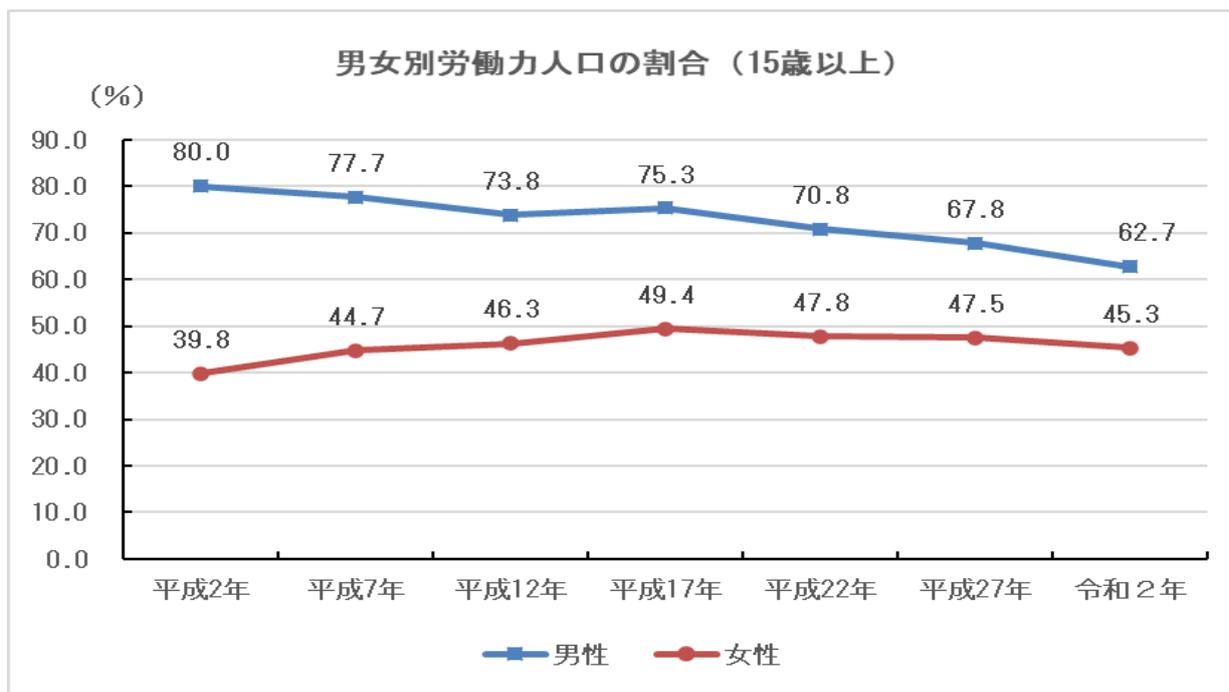
15歳以上の労働力人口は、当町の人口の減少や高齢化等の影響により、平成17年以降減少しています。



資料：国勢調査

3) 男女別労働力人口の割合

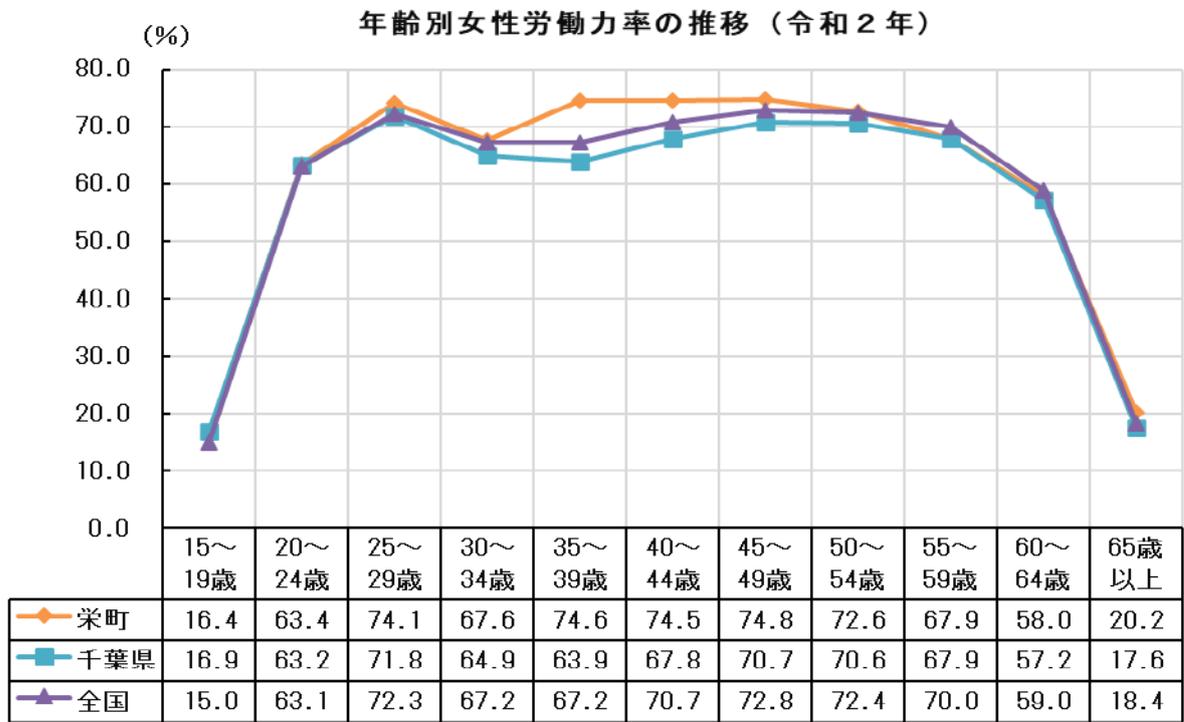
労働力人口の割合は、女性は平成2年の39.8%から平成17年に49.4%まで上がりましたが、その後はほぼ横ばいの状況となっています。男性は、人口減少高齢化等の影響により徐々に減少しています。



資料：国勢調査

4) 年齢別女性労働力率の推移

令和2年の女性の年齢別労働力率を全国及び千葉県と比較すると、20歳から54歳までは栄町が一番高くなっています。

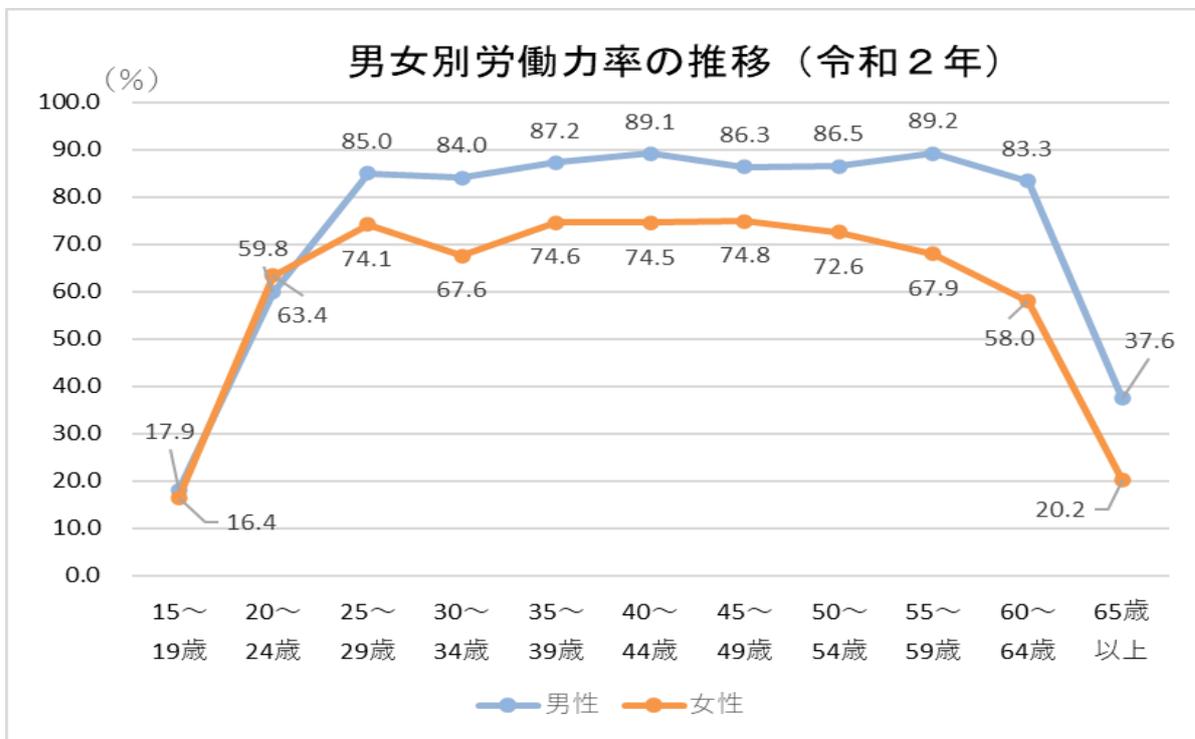


資料：国勢調査

5) 年齢別男女の労働力率の推移

労働力率を性別・年代別に見ると、男性については、25歳から59歳まではほぼ85%以上となっています。

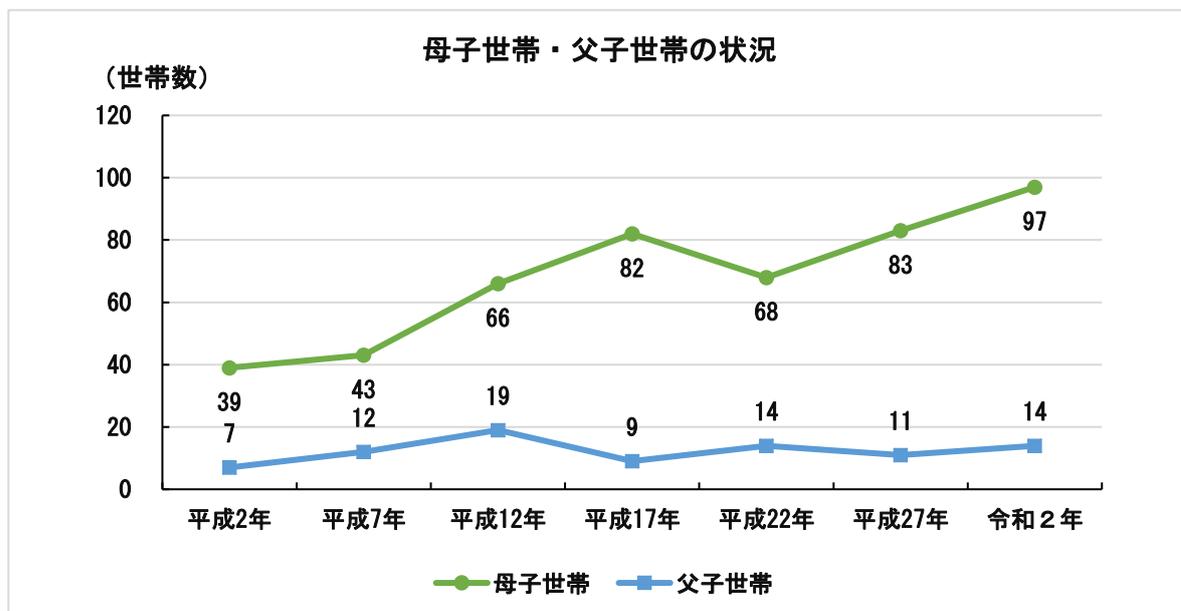
一方、女性については、25歳から54歳までは、30歳から34歳を除き74%前後となっています。



資料：国勢調査

6) 母子世帯・父子世帯の状況

国勢調査からみる栄町の母子世帯の状況は、平成2年に比較して2倍以上に増加しています。また、父子世帯の状況は、ほぼ横ばいとなっています。

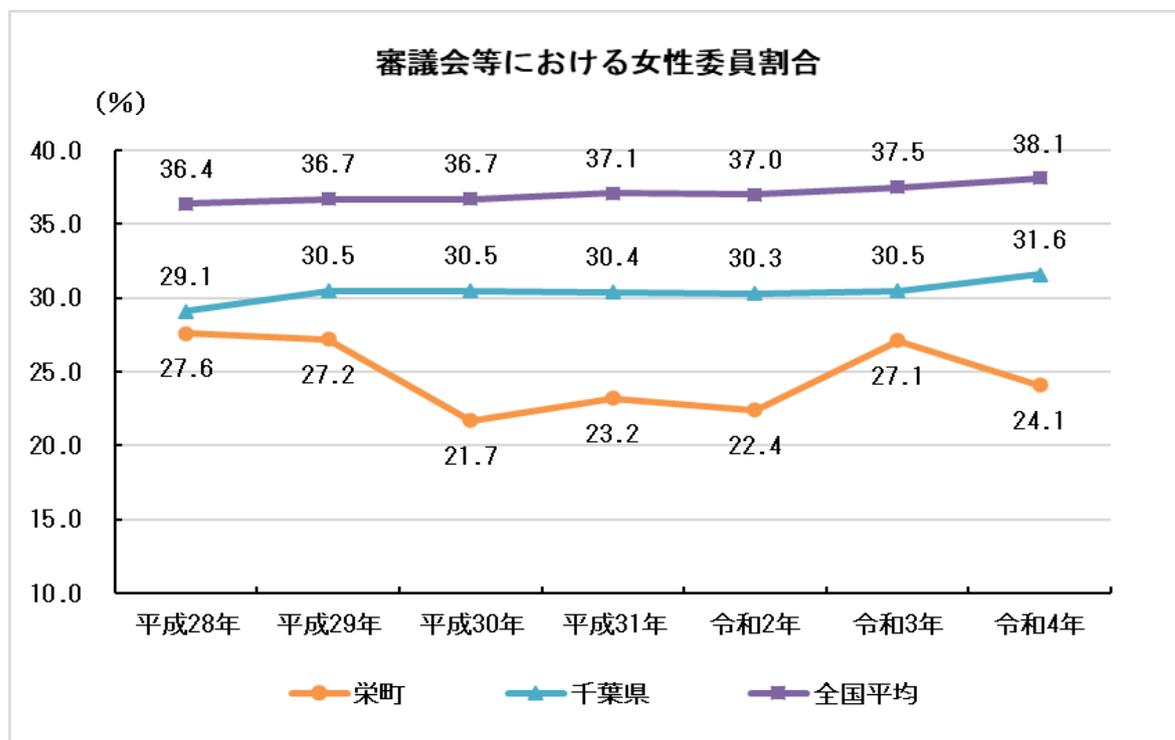


※母子・父子以外の世帯員がいる世帯を含んでいません。

資料：国勢調査

7) 審議会等における女性委員割合の推移

当町では、審議会委員等への女性の参画の推進を図るため、第5次総合計画において、町の審議会等への女性委員割合の目標を30%として取り組んでいます。目標には届いておらず、全国平均や千葉県と比較しても低い状況となっています。



※各年4月1日現在

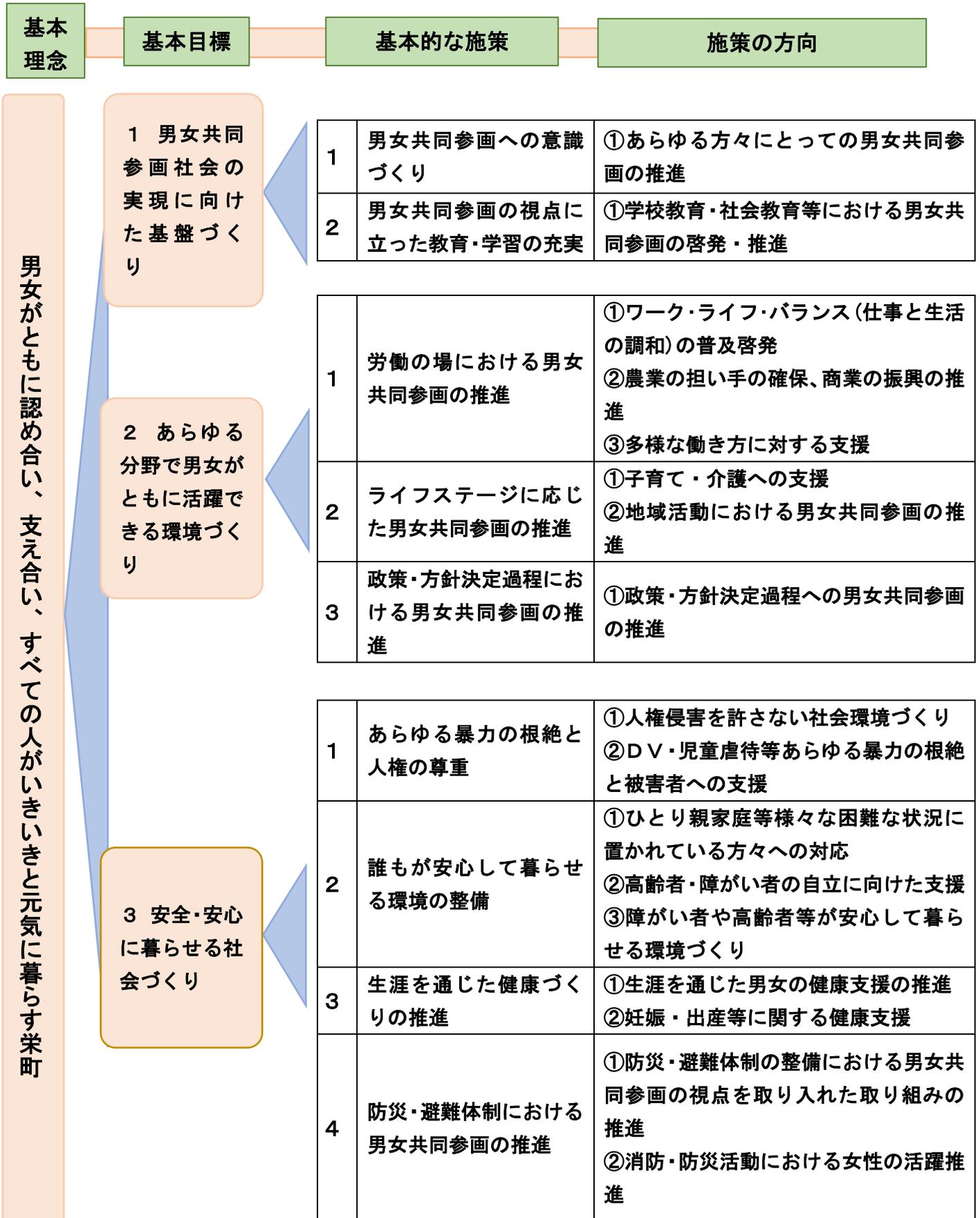
※町総合計画の目標値は審議会等及び自治組織の会長・副会長の女性の割合ですが、上記は自治組織分を含んでいません。

資料：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

第2章 施策の内容

1 施策の体系



2 分野別施策

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

現状と課題

- ◆男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定観念や偏見、不平等や、旧来から続く社会制度・慣行の見直しに取り組む必要があります。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だ根強く残っていることから、これを解消し、男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、男女共同参画の理念を正しく広めていくことが重要です。

また、社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、表立って性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女の自由な活動の選択を難しくしたり、男女不平等な取扱いになっていたりする場合があります。こうした社会制度や慣行を、男女共同参画社会の形成という視点から考え、男女ともに多様なライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けて見直していくことが必要です。

- ◆男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。

令和元年度県民意識調査によると、学校教育の場での男女の平等意識に関し「平等」と感じる人の割合が男性では56.0%、女性では48.9%となっています。男女共同参画についてより一層の理解を深めるためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ることが重要です。

基本的な施策 1-1 男女共同参画への意識づくり



①あらゆる方々にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。全ての人が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するために、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりを行います。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
広報等による広報・啓発【継】	1回	2回	広報又はホームページに男女共同参画の記事を掲載した回数
男女共同参画に関する本の蔵書数【継】	70冊	120冊	ふれあいプラザさかえ図書室の男女共同参画に関連する本の数

事業

男女共同参画推進事業【新】	くらし安全課
男女共同参画に関する広報・普及啓発事業やセミナー等に取り組み、男女が互いに尊重し合って、共に活躍できる男女共同参画の推進に取り組みます。	
SDGs 啓発事業【新】	企画財政課
町民等の様々な活動がSDGsに繋がることを理解してもらうため、広報、ホームページ等による啓発活動を充実します。	
人権についての啓発活動【継】	くらし安全課
町のイベント開催時に、チラシ等の啓発物資を配布して、人権の尊重の重要性について周知を行います。	
図書室での情報提供【継】	生涯学習課
ふれあいプラザさかえの図書室で、ジェンダーや女性の活躍、家族のことなど、男女共同参画や女性の活躍に関する図書を収集して、情報提供を行います。	

基本的な施策 1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実



①学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じ、人権尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、男女が主体的に多様な選択を行えるよう、一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばしていくことができる教育を推進します。

社会教育においては、男女が生涯を通じて、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供や、家庭教育の支援、家庭・地域生活における男女共同参画への理解の浸透を推進し、意識啓発に努めます。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
児童・生徒への到達度アンケート【継】	小 69% 中 74%	小 95% 中 95%	学校生活アンケートによる自分には良いところがあると思う児童・生徒の割合
生涯学習事業参加者の満足度【新】	—	95%	生涯学習事業（各種講座、体験学習等）の参加者の満足度

事業

教育相談事業【継】	教育課
教育に関する悩みや不安の解消、また、相談に対して解決の糸ぐちが見つけられるよう教育相談体制の充実に取り組みます。	
不登校相談・支援推進事業【継】	教育課
教育相談員を配置するとともに、各小学校へスクールカウンセラーを派遣します。また、教育支援センター指導員及び学校適応専門官を配置し、不登校等の相談支援事業を推進します。	
キャリア教育の推進【継】	教育課
栄町の児童生徒一人一人の勤労観、職業観の確立に向けて、社会的自立・職業的自立に必要な意欲・態度や能力を育成します。	
いきいき塾さかえ事業【継】	生涯学習課
町民が生涯にわたり学習することができる機会を提供するため、子どもから高齢者までの学習ニーズに沿う各種講座を実施します。	

青少年健全育成事業【新】	生涯学習課
青少年を健全に育成するため、青少年相談員連絡協議会や家庭教育学級支援チームなどの活動を支援します。	
ドラム自然楽校等体験学習事業【継】	生涯学習課
子どもたちの健やかな成長と青少年の健全育成のため、新たな自然体験メニューを追加することや体験場所の確保の検討を含め、事業の拡大を図ります。	

基本目標 2 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

現状と課題

- ◆人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人ひとりの生活を豊かにするとともに、事業所においても優秀な人材の確保や生産性の向上、社会経済の活性化にもつながります。

ワーク・ライフ・バランスを実現するため、性別による固定的な役割分担意識の解消や、仕事中心の生き方や長時間労働を前提とした働き方の見直しなど、女性が十分に活躍できない状況をな、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくという意識改革が重要です。
- ◆継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、子育て・介護等により就業を中断した女性に対しても、意欲と能力を生かす再就職、起業の実現など魅力ある雇用環境の整備などの支援が必要です。
- ◆男女共同参画社会においては、性別に関係なく、誰もが地域社会づくりの担い手として、その能力を十分に発揮し、生き生きと働くことができ、国や地方公共団体における政策や民間団体、地域における方針の立案及び決定など、あらゆる分野において平等に参画する機会が確保されることが重要です。

基本的な施策 2-1 労働の場における男女共同参画の推進



①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発

町政を推進していくためには、職員が意欲的に職務を遂行することが求められています。そのためには、風通しの良い組織風土をつくるなど、働きやすい職場環境を整備するとともに、職員自身の健康管理を推進していきます。

また、企業にとっては、従業員の満足度向上や優秀な人材の確保などにもつながるため、町内事業者への周知等を行っていきます。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
健康診断受診率【継】	90.1%	100%	町職員の健康診断受診率

事業

職員の健康管理の推進【継】	総務政策課
職員が快適な職場環境の中で意欲的に職務を行えるよう、健康診断や、ストレスチェックなどを実施し健康リスクを低減させるなど、職員の健康管理に取り組みます。	
働きやすい職場環境の整備【継】	総務政策課
ワーク・ライフ・バランスの実現や風通しの良い組織風土づくりなど、職員が働きやすい職場環境の整備に取り組みます。	
町内事業所のワーク・ライフ・バランスの推進【継】	経済環境課
ワーク・ライフ・バランスの考え方や必要性、休暇の制度等を事業者へ周知して、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	

②農業の担い手の確保、商業の振興の推進

若者の農業離れや農業従事者の高齢化等を背景に、農家数や農業生産額などが減少傾向にあり、将来の農業の担い手を確保することが求められています。そのため、新規就農者や認定農業者に対して総合的な支援を行っていく必要があります。

また、商工会と連携した各種支援制度や相談体制を充実させることで、起業や事業を継承する事業者の増加を図ります。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
創業支援補助金制度利用 件数【新】	2 件	4 件	栄町創業支援補助金制度の申請 延べ件数
女性の認定新規就農者数【継】	1 人	3 人	女性認定新規就農者数

事 業

起業・創業支援事業【新】	経済環境課
町内での創業や起業を推進するため、商工会と連携して、創業セミナーの開催や創業・起業等の相談窓口の充実を図るとともに、事業所の借入費用や設備の整備費などの資金補助を実施します。 また、空き家や空き店舗の情報提供を実施します。	
創業・起業等の相談窓口等の充実【継】	経済環境課
町内での創業や起業を推進するために、商工会と連携して、国や県等の補助制度の活用を促進する創業セミナーの開催や、創業・起業等の相談窓口の充実を図ります。	
女性の認定農業者による安定経営の推進【継】	経済環境課
認定農業者の発掘と育成を図り、安定した経営が持続できるよう支援します。	
女性新規就農者の発掘及び育成【継】	経済環境課
新規就農者等の発掘と育成を図り、安定した経営が維持できるよう支援します。	
栄町創業支援補助事業【継】	経済環境課
町内での創業や起業を推進するため、商工会と連携して、創業セミナーの開催や創業・起業等の相談窓口の充実を図るとともに、事業所の借入費用や設備の整備費などの資金補助を実施します。	

③多様な働き方に対する支援

雇用・就業形態の多様化に対応し、女性も男性もそのライフスタイル等に応じて柔軟に働き方を選択できるよう情報提供を行います。

また、シニア世代の能力と意欲を生かすため、多様な働き方ができるよう支援します。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
シルバー人材センター会員数の男女比【継】	男性 71% 女性 29%	男性 70% 女性 30%	シルバー人材センターの会員数の男女の比率

事業

介護職員初任者研修事業【継】	健康介護課
高齢化の進展に伴う介護を必要とする高齢者の増加を踏まえ、介護サービスに従事する人材の育成・確保を図るため、介護職員初任者研修を実施します。	
高齢者の生きがいつくり支援の推進【継】	福祉・子ども課
老人クラブ事業やシルバー人材センターへの補助を行うなど、高齢者の生きがいつくりの支援に取り組みます。	
雇用就労支援事業【新】	経済環境課
ハローワークと連携した就労セミナーなどを開催するとともに、若者就労サポートや継続的な雇用情報の発信により、町内雇用と就労の支援に取り組みます。	

基本的な施策 2-2 ライフステージに応じた男女共同参画の推進



①子育て・介護への支援

家庭生活においては、大人も子どもも誰もが家族の一員として参画し、ともに協力し合うことが重要です。子育て・介護についても、その負担が女性に集中することがないよう、家族の支え合いが不可欠であり、また、子育て・介護を行う人が孤立することなく、安心して子育て・介護ができるよう支援します。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
保育所待機児童数【継】	0人	0人	10月1日の保育所の待機児童数
出張子育て相談利用者数【新】	—	260人	出張子育て相談(はっぴいルーム)の年間利用者数
認知症カフェボランティア参加率【新】	30%	50%	「認ともの会」に登録したサポーターのうち、認知症カフェの運営ボランティアに参加した者の割合
障がい者相談件数【継】	3,774件	3,690件	一般相談及び基幹相談支援センター等の延べ相談件数

事業

保育委託事業【継】	福祉・子ども課
保育需要に的確に対応するため、保育所等における保育を委託し、安定した保育環境を整備します。	
保育士確保支援事業【継】	福祉・子ども課
待機児童発生の要因の一つでもある保育士不足を解消するため、保育士の人材確保や処遇の改善に取り組めます。	
放課後児童クラブ運営事業【継】	福祉・子ども課
保護者が昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等、小学生が適切な遊びや生活の場を提供していきます。	
子育てファミリー・サポートセンター運営事業【継】	福祉・子ども課
子育て中の家庭を支援するため、子どもの送迎や預かりなど地域の中で助けあいながら行う子育てを支援します。	

保育所整備支援事業【継】	福祉・子ども課
保育所の定員を確保するため、事業の運営を支援するとともに現行の保育所等を運営している事業者に対し、保育所等の整備を支援していきます。	
保育の無償化推進事業【継】	福祉・子ども課
子育て世帯の保育料の負担軽減を図るため、多子世帯に係る保育料について助成します。	
出産・子育て応援事業【新】	福祉・子ども課
安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ必要な支援につながる伴走型相談支援と、出産・子育て応援給付金を一体的に実施します。	
キッズランド運営事業【継】	福祉・子ども課
乳幼児を持つ保護者同士の交流や子育ての情報提供・相談・助言等を行う子育て支援拠点『キッズランド』を運営し、子どもの健やかな育ちを支援します。	
子育て相談支援事業【継】	福祉・子ども課
子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図るため、小児科医による乳児相談や発達相談、身近な地域において気軽に相談できる出張相談、また、オンライン相談など、多様な相談体制を整備します。	
育児応援塾事業【新】	福祉・子ども課
子育て中の父親を対象とした家事や子育てに関する講座の開催や、親子で一緒に体験する機会を通じた子育て世帯間の交流を支援します。	
子ども家庭支援事業【新】	福祉・子ども課
虐待の早期発見や配偶者からの暴力の対応について、専門的な相談対応や予防等を行うとともに、関係機関と連携しながら被害者の安全確保や自立、子どもの健やかな成長を支援します。	
子どもの居場所づくり推進事業【新】	福祉・子ども課
地域における子どもの適切な遊びや家庭で問題を抱える子どもたちの生活の場など、子どもたちが安心して過ごすことのできる場所を確保していきます。	
妊婦・子育てヘルパー派遣事業【継】	福祉・子ども課
妊娠期から就学前までの乳幼児がいる家庭に、家事や育児を支援するためのヘルパーを派遣することにより、妊婦や子育て家庭の家事・育児の負担を軽減し生活の安定を図るとともに、安心とゆとりのある子育てを支援します。	
パパママクラス【継】	福祉・子ども課
妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と仲間づくりを支援するために、妊婦とその家族を対象にパパママクラスを実施します。	
地域包括支援センター事業【継】	健康介護課
地域における適切な保健、医療、福祉サービスなどの利用を支援する機関として、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを設置・運営します。	
認知症初期集中支援推進事業【継】	健康介護課
認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」が、医療機関や認知症地域支援推進員と連携し、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。	

認知症サポーター養成・活動促進事業【継】	健康介護課
認知症やその家族を支援する「認知症サポーター」を養成するとともに、ステップアップ研修等を実施し、その活動を促進することにより、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくりに取り組みます。	
認知症地域支援事業【継】	健康介護課
認知症地域支援推進員を中心に、認知症ケアパスの普及や認知症カフェ等の活動を活発にし、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発に取り組みます。	
認知症高齢者等見守り事業【継】	健康介護課
SOSネットワークや徘徊高齢者家族支援サービス（GPS）助成金等により、徘徊高齢者を早期発見する取組を行うとともに、高齢者を地域で見守る体制を構築していきます。	
障がい者の相談支援事業【新】	福祉・子ども課
基幹相談支援センターを中核として、365日、24時間の緊急対応や緊急保護等にも対応できる相談体制を充実していきます。	
重度心身障がい者（児）医療費助成事業【継】	福祉・子ども課
重度の療育手帳所持者、身体障害者手帳所持者及び精神保健福祉手帳所持者に対して、医療費等の助成を行います。	
医療的ケア児の支援の充実【継】	福祉・子ども課
医療従事者や相談支援事業所などの関係者の協議の場を設置し、適切な支援方策を検討するなど、医療的ケア児の支援を充実します。	

②地域活動における男女共同参画の推進

男女を問わず、様々な分野の地域活動で個性や能力を発揮して活躍していくため、安心して活動できる環境を整えるとともに、活動を担う新たな人材の発掘や育成を図ります。

成果指標

指標名	現状値(R4)	目標値(R8)	説明
住民活動支援センター利用者数【継】	5,582人	8,000人	各年度の住民活動支援センターの延べ来所者数
地域活動実践者数【新】	11人	20人	まちづくり大学及び住民活動支援センターにおける講座等の終了後に地域活動を始めた人数

事業

地域生活支援体制整備事業【継】	健康介護課
生活支援コーディネーター機能を強化し、高齢者が抱える課題を掘り起こし、行政、地域住民、NPO、民間団体などの連携による高齢者のニーズに合った生活支援及び介護予防サービスの提供ができる体制を整備していきます。	
住民活動支援センター運営事業【継】	くらし安全課
住民活動を行う団体や個人が、活動に役立つ情報や支援等を効果的に活用できるよう、住民活動支援センターを運営します。	
協働パートナーとの連携推進事業【継】	くらし安全課
活動を開始する団体への支援や、活動中の事故に対する補償を行うなど、町民が地域活動等に取り組みやすい環境を整えます。	
まちづくり大学事業【継】	くらし安全課
町民の地域活動に必要な知識や技能の習得と仲間づくりの機会を提供し、地域活動の実践者を育成するため、まちづくり大学を開校します。	

基本的な施策 2-3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進



①政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

当町の審議会の女性委員及び自治組織の会長・副会長に占める女性の割合は、栄町第5次総合計画において、令和8年度の目標値を30%として掲げていますが、令和3年度で22%であり、目標値と比較して極めて低い状況となっていることから、女性登用を推進します。

成果指標

指標名	現状値(R4)	目標値(R8)	説明
審議会等に占める女性の割合 【継】	20%	30%	審議会の委員、自治組織の会長及び副会長に占める女性の割合
女性職員の登用拡大【継】	15.3%	20%	町職員の管理職(課長級)に占める女性の割合

事業

男女共同参画社会の推進【継】	くらし安全課
町の各種審議会委員等への女性の参画の推進を図ると共に、男女共同参画に関する広報・普及啓発に取り組み、男女が互いに尊重し合って、共に活躍できる男女共同参画の推進を図っていきます。	
町女性職員の登用拡大【継】	総務政策課
女性職員を多様なポストに積極的に配置し、職域や活躍の場を拡大するなど、職員の意識改革につながる取組みを進めていくとともに、女性職員の昇進希望等を的確に把握し、将来的に管理職への女性職員の登用を推進していきます。	

基本目標 3 安全・安心に暮らせる社会づくり

現状と課題

- ◆人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていくことが重要です。

特にドメスティック・バイオレンス（DV）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の根絶に向け、関係機関と連携して、暴力を許さない機運を醸成し、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取組みを進めていく必要があります。

また、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な問題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで総合的な支援が必要です。

- ◆ひとり親家庭では、仕事、家事、子育てを、母親か父親のいずれかが全て担う必要があります、経済・教育・健康面などで不安や負担が大きくなっています。ひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれている場合も多く、生活の安定と、養育される子どもの健全な成長のため個々の態様に応じたきめ細かな自立支援が必要です。

また、高齢者や障がい者など、困難を抱える方が、安心して生活することのできる環境を整備していくことが重要です。

- ◆男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。そのためには、身体及びその健康について正確な知識・情報を入手し、それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるよう、的確な保健・医療を受けることが必要です。

また、妊娠・出産した女性が、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠から子育てにわたり、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

- ◆地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立していく必要があります。

また、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団においては、近年の社会経済や災害実態の変化に伴い、火災予防、啓発活動及び避難所運営の支援等において、女性の視点を生かした活躍が期待されており、女性の参画の更なる増加を図ることが重要となっています。

基本的な施策 3-1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重



①人権侵害を許さない社会環境づくり

各種相談事業を実施して相談しやすい体制の整備に努めるとともに、DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶のため、広報啓発を行います。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
人権・行政相談実施回数【継】	1 2回	1 2回	人権・行政相談を実施した回数
人権についての啓発活動【継】	1回	2回	チラシ配布や人権教室の開催など、啓発活動を実施した回数

事業

人権・行政相談事業【継】	くらし安全課
人権擁護委員・行政相談委員が人権・行政に関する相談を受け助言を行うことにより、悩みや不安の解消に繋がります。	
人権についての啓発活動【継】	くらし安全課
町のイベント開催時に、チラシ等の啓発物資を配布して、人権の尊重の重要性について周知を行います。	
人権教室の開催【継】	くらし安全課
町内の小学校で、DVDや絵本を教材に、他人への思いやり・優しい心を持つことの大切さに気づかせ、人権意識を高める活動を行います。	
DV防止に関する広報啓発【継】	福祉・子ども課
広報への掲載やチラシ配付などを行い、DVは犯罪となる行為であり、重大な人権侵害であることを周知します。	
子育て相談支援事業【2-2-① 再掲】【継】	福祉・子ども課
子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図るため、小児科医による乳児相談や発達相談、身近な地域において気軽に相談できる出張相談、また、オンライン相談など、多様な相談体制を整備します。	
教育相談事業【1-2-① 再掲】【継】	教育課
教育に関する悩みや不安の解消、また、相談に対して解決の糸ぐちが見つけられるよう教育相談体制の充実に取り組みます。	

②DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

被害者等への支援や情報提供に努めるとともに、被害者支援に関わる関係機関が、相互に協力し連携できる体制を強化します。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
子ども家庭総合支援拠点の設置	—	設置 (1箇所)	子ども家庭センターの設置

事業

子ども家庭支援事業【2-2-① 再掲】【新】	福祉・子ども課
虐待の早期発見や配偶者からの暴力の対応について、専門的な相談対応や予防等を行うとともに、関係機関と連携しながら被害者の安全確保や自立、子どもの健やかな成長を支援します。	
児童虐待の防止のための職員研修の充実【継】	福祉・子ども課
各種研修に参加し、職員研修の資質の向上に努めます。	
DV被害者への支援【継】	福祉・子ども課
DV（配偶者等からの暴力）への対応は、関係機関と連携し、被害者の安全確保と自立支援に取り組みます。	
養育支援訪問事業【継】	福祉・子ども課
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を支援します。	

基本的な施策 3-2 誰もが安心して暮らせる環境の整備



①ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている方々への対応

ひとり親家庭や障がいを持つ方、高齢者等、様々な状況にある方々へ、それぞれに対応した支援を行います。

成果指標

指標名	現状値(R4)	目標値(R8)	説明
生活困窮・生活保護相談の支援率【新】	43%	100%	生活困窮や生活保護の相談から生活保護の申請を行うなど、具体的な支援が行われた割合
障がい者相談件数【新】	3,774件	3,690件	一般相談及び基幹相談支援センター等の延べ相談件数

事業

医療費助成事業【新】	福祉・子ども課
子育て世帯の医療費の負担軽減や高校生医療費の現物給付化を推進します。また、児童を養育しているひとり親家庭等の医療費を助成します。	
障がい者の相談支援事業【2-2-① 再掲】【新】	福祉・子ども課
基幹相談支援センターを中核として、365日、24時間の緊急対応や緊急保護等にも対応できる相談体制を充実していきます。	
医療的ケア児の支援の充実【2-2-① 再掲】【継】	福祉・子ども課
医療従事者や相談支援事業所などの関係者の協議の場を設置し、適切な支援方策を検討するなど、医療的ケア児の支援を充実します。	

生活困窮者相談推進事業【新】	福祉・子ども課
社会福祉協議会等と連携して必要な福祉サービスの提供や生活保護の申請につなげるなど、生活困窮に関する相談が円滑に進むよう支援します。	
生活困窮者に対する学習・生活支援事業【継】	福祉・子ども課
関係機関と連携し、生活困窮世帯の子どもに対し学習及び生活支援に取り組みます。	

②高齢者・障がい者の自立に向けた支援

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、一人ひとりにあった福祉・介護サービスの利用や地域の支援等を行います。

成果指標

指標名	現状値(R4)	目標値(R8)	説明
支援検討件数【新】	13件	18件	個別地域ケア会議において事例検討を行った件数
障がい者相談件数【継】	3,774件	3,690件	一般相談及び基幹相談支援センター等の延べ相談件数

事業

地域包括支援センター事業【2-2-① 再掲】【継】	健康介護課
地域における適切な保健、医療、福祉サービスなどの利用を支援する機関として、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを設置・運営します。	
認知症高齢者見守り支援の推進【2-2-① 再掲】【継】	健康介護課
SOSネットワークや徘徊高齢者家族支援サービス(GPS)助成金等により、徘徊高齢者を早期発見する取組を行うとともに、高齢者を地域で見守る体制を構築していきます。	
障がい福祉サービス提供事業【継】	福祉・子ども課
障がいのある方やその家族が自立した生活ができるように、施設入所、居宅介護及び就労支援サービスや障害児通所サービスを提供します。	
障がい者の相談支援事業【2-2-①・3-2-① 再掲】【新】	福祉・子ども課
基幹相談支援センターを中核として、365日、24時間の緊急対応や緊急保護等にも対応できる相談体制を充実していきます。	
障がい者就労支援事業【継】	福祉・子ども課
町内の就労支援事業所に就労の機会が増えるよう支援するとともに、障がい者が町外の就労継続支援事業所等に通所する際の交通費を補助するなど、障がい者の就労を支援します。	

高齢者虐待防止等事業【継】	健康介護課
広報誌、パンフレット、ホームページ等により虐待に関する基本的な情報や相談窓口等の情報提供を行い、虐待の防止や早期発見につなげます。	
権利擁護事業【継】	健康介護課 福祉・子ども課
認知症などにより判断能力が十分でない人の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括支援センターの相談窓口を通じて、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を促進します。	
総合相談支援事業【継】	健康介護課
相談内容を踏まえ、保健・医療・福祉の連携、権利擁護、その他の関連施策に関わる総合的な支援を行います。また、地域包括支援センターの相談窓口の周知も進めていきます。	

③障がい者や高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

障がい者や高齢者等、困難を抱えている方が、安心して生活できるよう環境を整えます。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
犯罪認知件数【継】	77件	55件	千葉県警察犯罪統計による1年間(暦年)に町内で発生した犯罪件数
交通事故件数【継】	22件	13件	千葉県警察交通事故統計による1年間(暦年)に町内で発生した交通事故件数

事業

防犯ボックス事業【継】	くらし安全課
安全・安心な環境を確保するため、防犯団体と連携し、防犯パトロールや啓発活動を実施します。	
防犯カメラ設置・管理事業【継】	くらし安全課
町内における犯罪の未然防止及び事件の早期解決のため、犯罪の傾向や動向を踏まえ防犯カメラを設置し、警察と連携した運用を行います。	

防犯灯設置・管理事業【継】	くらし安全課
夜間における犯罪や事故等の発生を防止するとともに、安全な通行を確保するため、犯罪の傾向や動向を踏まえ防犯灯を増設します。	
地域・警察と連携した防犯活動事業【新】	くらし安全課
犯罪を未然に防止するため、町・防犯活動団体・警察が連携した防犯啓発を実施します。また巧妙化する犯罪に対し警察と連携した防犯活動を実施します。	
交通安全施設整備事業【継】	都市建設課
交通事故を防止するため、経年劣化により消えた区画線の補修やカーブミラーの設置など交通安全施設の整備を推進します。	
地域・警察と連携した交通安全事業【新】	くらし安全課
交通安全に対する意識を高めるため、交通安全推進団体等と連携し、交通ルールやマナーに対する啓発活動を強化します。	
生活支援用具給付事業【継】	福祉・子ども課
障がい者の生活支援に必要なストマ用具、紙おむつ、義足や補聴器などの日常生活用品等の給付を行います。	
障がい福祉サービス提供事業【継】	福祉・子ども課
視覚障がい者へのガイドヘルパー、聴覚障がい者への手話通訳者派遣など障がいに応じた情報提供や支援を行ないます。	
福祉用具・住宅改修に関する相談支援【継】	健康介護課
介護保険給付による手すりの取付け、段差の解消などの住宅改修を行う場合や福祉用具の利用時など、適切な情報提供、専門職による相談・助言を行います。	
高齢者の住まいに関する支援【継】	健康介護課
有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等、高齢者に必要なサービスが提供される住まい（施設等）に関する情報提供を行います。	

基本的な施策 3-3 生涯を通じた健康づくりの推進



①生涯を通じた男女の健康支援の推進

町民の健康寿命を延伸するため、メタボリックシンドロームなど、生活習慣病の予防を支援します。さらに、スポーツや運動に親しむきっかけをつくり気軽にスポーツに取り組めるように、スポーツや運動に触れる機会を提供します。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
メタボリックシンドローム予備軍該当者の割合【継】	12.1%	11.1%	特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム予備群該当者になる者の割合（KDBシステム年間累計より把握）
特定健診受診率【継】	38.4%	40.2%	特定健診受診率（KDBシステム年間累計より把握）
肺がん検診受診率【新】	12.3%	13.6%	40才以上のうち集団肺がん検診及び人間ドックを受診した者の割合
高血糖値該当者の割合【新】	18.4%	5.9%	特定健診受診者のうち高血糖値（HbA1c6.5%以上）に該当する者の割合
スポーツ教室・大会等参加者数【継】	2,882人	7,860人	スポーツ教室や大会等の参加者数

事業

生活習慣病・重症化予防事業【継】	健康介護課
特定健診及び人間ドック受診者のうち生活習慣病のリスクが高い対象者に対し、特定保健指導・健康教育などを実施します。また、講演会などを通じて、生活習慣病予防について普及啓発を行います。	
食育推進事業【継】	健康介護課
大人のための食育講座や親子料理教室のほか、健康づくり推進員と連携した減塩普及啓発活動等を実施します。	

口の機能低下予防事業【継】	健康介護課
訪問歯科診療、成人歯科健診、口腔機能の低下がみられる者への訪問指導、健康教育等を実施します。	
がん検診事業【継】	健康介護課
肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺がん検診を実施します。精密検査該当者には、速やかに再検査の受診勧奨を行います。	
人間ドック助成事業【継】	健康介護課
健康の保持・増進及び疾病の早期発見・早期治療の推進のため、人間ドッグ検査費用の一部を助成します。	
特定健康診査事業【継】	健康介護課
生活習慣病予防のために、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、糖尿病及び糖尿病性腎症を早期に発見するため検査項目を追加して実施します。	
結核検診・肝炎検査事業【継】	健康介護課
結核の集団感染予防のため、結核検査を実施します。また、症状があらわれにくい肝炎ウイルスを早期発見・治療し、肝硬変や肝がんを予防するため、肝炎検査を実施します。	
骨粗しょう症検診事業【継】	健康介護課
骨折等のリスクを高め基礎疾患となる骨粗しょう症を早期発見・治療するため、骨粗しょう症検診を実施します。	
スポーツフェスタ実施事業【継】	生涯学習課
子どもたちがトップアスリートとの交流を通じ、スポーツへの関心や機運を高め、夢と希望を育むとともに、競技力の向上を図るため、スポーツフェスタを実施します。	
スポーツ団体活動支援事業【継】	生涯学習課
各種スポーツの競技力の向上を図るため、スポーツ団体に対し施設利用の優遇やスポーツ大会の後援など、活動を支援していきます。	
スポーツによる健康づくり事業【継】	生涯学習課
スポーツを通じてすべての町民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、ライフステージに応じた運動種目の提案や、スポーツへの参加のきっかけづくりの場を提供します。	
パラスポーツ事業【新】	生涯学習課 福祉・子ども課
障がいのあるなしに関わらず、参加者が一緒にパラスポーツの楽しさを体験することで、パラスポーツの普及に取り組みます。	
マラソン大会事業【継】	生涯学習課
スポーツによる健康づくりを推進するため、マラソン大会を実施します。	

②妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠時からの状況を把握し、育児や健康の保持・増進のための知識の提供や指導により妊婦の健康を保つとともに、子どもの成長・発達を支援します。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
産婦健診の受診率【新】	91.8%	95%	産婦健康診査の利用者割合

事業

子育て相談支援事業【2-2-①・3-1-① 再掲】【継】	福祉・子ども課
子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図るため、小児科医による乳児相談や発達相談、身近な地域において気軽に相談できる出張相談、また、オンライン相談など、多様な相談体制を整備します。	
子育てケアプラン作成事業【継】	福祉・子ども課
妊娠の届出の機会に、保健師等の専門職が面接を行い、子育てのステージに応じたサービスや相談先など一人一人に対応した子育てケアプランを作成します。	
妊婦健診事業【継】	福祉・子ども課
妊娠期における自身と子の健康状態を知ることで自ら適切な健康管理ができるよう妊婦健康診査を実施します。	
産婦健診事業【継】	福祉・子ども課
産後の心身の健康状態や子の育児の状況を早期に把握し、産後の初期段階における母子に対する支援ができるよう産婦健康診査を実施します。また、里帰り先でも受診ができるよう償還払いなどにも対応していきます。	
妊産婦支援事業【新】	福祉・子ども課
妊娠・出産や子育てに関する悩みや不安を解消し安心して出産・育児ができるよう、産前・産後のサポートや産後ケアを実施します。また、利用者負担を軽減するなど利用しやすい体制を整備します。	
パパママクラス【2-2-① 再掲】【継】	福祉・子ども課
妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と仲間づくりを支援するために、妊婦とその家族を対象にパパママクラスを実施します。	
未熟児養育医療給付事業【継】	福祉・子ども課
母子保健法に基づく未熟児養育医療の給付を行います。	
不妊相談事業【継】	福祉・子ども課
妊娠を望む方に不妊カウンセラー（助産師）が、不妊や不妊治療に関する個別相談を行います。	

基本的な施策 3-4 防災・避難体制における男女共同参画の推進



①防災・避難体制の整備における男女共同参画の視点を取り入れた取り組みの推進

防災に対する意識が高まる活動を行い、防災訓練などに参加する人数が増加するとともに、災害時に対応できる地域組織の育成を目指します。

災害時に安心して避難することができるよう、災害時要援護者、女性や乳幼児などの災害弱者のための備蓄品を整備します。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
防災訓練参加者数【継】	1,708人	2,000人	各種訓練の参加者数
災害時食料の備蓄率【新】	12%	100%	震災時食料の備蓄率【備蓄量(1人×3日分)／震災時避難所想定避難者数の3日分食数(12,600食)】

事業

防災訓練充実事業【継】	くらし安全課
大地震や台風等の大規模災害に備え、町民の自助・共助に重点をおいた地区別訓練や支援拠点機能を取り入れた町総合防災訓練を実施します。	
地域防災力向上事業【新】	くらし安全課
震災や水害に関する防災講演会や子ども達への防災教育の機会などを設け、地域における様々な防災活動に対し積極的な支援を行い地域防災力の向上に取り組みます。	
備蓄品等整備事業【継】	くらし安全課
大地震や台風等の大規模災害に備え、避難者が安心して避難生活を送れるよう、食料品などの備蓄品や感染症対策用物品などを整備します。	
避難体制整備事業【新】	くらし安全課
新たに房総のむらの駐車場や竜角寺台地区の町有地などに車中等での避難体制を整備するとともに引き続き指定避難所の避難環境の向上に取り組みます。また、各避難所における地域の主体的な「避難所運営委員会」の設立、運営を支援します。	
避難行動要支援者支援事業健【新】	健康介護課
避難行動要支援者名簿登録の働きかけ及び個別避難計画の作成を進めるとともに、高齢者や障がい者など要支援者に配慮した避難支援に取り組みます。	

②消防・防災活動における女性の活躍推進

地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団について、若者や女性の入団促進を図ります。

成果指標

指標名	現状値(R 4)	目標値(R 8)	説明
消防団新規入団者数【新】	5人	5人	基本消防団員と機能別消防団員の 新規入団者数

事業

消防団体制推進事業【新】	消防総務課
消防団の持つ地域密着性、要員動員力や即時対応力を最大限に発揮できるよう、団員を確保するとともに施設及び装備品を整備します。	

第3章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

本計画を推進していくためには、町職員をはじめ、町民、各種団体等が男女共同参画に関する理解を深め、全町的に取り組んでいく必要があります。

庁内においては、職員の意識を高めるとともに、各施策の実施には担当課はもとより、関係機関・団体等と連携して推進していきます。

町民に対しては、千葉県や千葉県男女共同参画地域推進員と連携を図り、近隣市町との情報交換を行い、男女共同参画に関する研修等の情報提供や意識啓発を行いながら、町民全体の意識向上に努めます。

また、本計画で示した基本理念や考え方、取り組みについて、広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況についても町民への周知を図ります。

2 計画の適正な進行管理

計画を推進していくためには、担当課が各施策を着実に推進していくことが重要です。

そのためには、毎年度施策の評価を行い、指標に対しての達成度を把握していきます。

また、社会情勢や町民ニーズの変化を把握し、それらに適切かつ柔軟に対応していくため、必要に応じた見直しを行っていく必要があります。

〈 参考資料 〉

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的 施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国
際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた
が、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に
かかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ
る男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促
進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共
団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合
的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経
済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現す

ることの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に
関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民
の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めること
により、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に
推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野
における活動に参画する機会が確保され、もって男女
が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享
受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を
形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女の
いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するこ
とをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊
厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い
を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会
が確保されることその他の男女の人権が尊重されること
を旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会におけ
る制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反
映して、男女の社会における活動の選択に対して中立で
ない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成
を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社
会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選
択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよ
うに配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その

他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、

当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置

を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女

共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭

生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生

労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第

十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採

用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部

を、その事務を適切に実施することができるものとして
内閣府令で定める基準に適合する者に委託することがで
きる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該
事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に
関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関
する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上
の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資
するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他
の特別の法律によって設立された法人であって政令で
定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算
の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定
一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関す
る状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する
取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において
「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大そ
の他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等
の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう
に努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活におけ
る活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、か
つ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うも
のとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関
する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活
における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、
整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において